

実務参考図書特別価格あっせんの特

日本加除出版株式会社

謹啓 時下、先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社刊行書籍をご愛顧くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社より、実務に役立つ書籍として、下記の実務書籍を特別価格にて提供させていただき運びとなりました。ご注文につきましては下記FAX申込書にて直接弊社宛にお申込みくだされば幸いです。

謹白

【送料無料・特別価格】オンライン申込書

※オンラインでご注文の場合、下記URLを入力、またはQRコードを読み込み、申込書画面に進んでください。

オンライン注文ページ
※お申し込み期限：
12月17日(金)<https://forms.gle/6UJjy4sNueaJriQ27>

【送料無料・特別価格】FAX申込書

注文先
FAX番号FAX (03)3953-2061
(日本加除出版 営業部)*【お届け先】を必ずご記入ください。
*書籍到着後、同封の振込用紙にてお支払いください。
*ご注文確認後、4～5営業日で発送いたします。

	書名		定価(税込)	特価(税込)	申込数
①	【予約書籍】全訂第三版 相続における戸籍の見方と登記手続 ※ 2021年11月下旬刊行予定	40039 相戸	15,400円	13,860円	冊
②	【予約書籍】注解・判例 出入国管理実務六法 令和4年版 ※ 2021年11月上旬刊行予定	50003 4入管	7,150円	6,440円	冊
③	第2版 入管関係法大全 一立法経緯・判例・実務運用— 2在留資格 2021年10月刊	40897 入大2	3,630円	3,270円	冊
④	終活・遺言・相続 法律相談の準備と工夫 2021年10月刊	40893 終法	3,520円	3,170円	冊
⑤	法律家のための遺言・遺留分実務のポイント 2021年6月刊	40858 遺分ポ	4,290円	3,860円	冊
⑥	デジタル遺品の探しかた・しまいかた、残しかた・隠しかた 2021年10月刊	40888 デジ遺品	1,980円	1,780円	冊
⑦	事例でわかる 任意後見の実務 2021年6月刊	40868 事任意	3,520円	3,170円	冊
⑧	改正民法・不動産登記法実務ガイドブック 2021年9月刊	40885 改民不	3,740円	3,370円	冊
⑨	QA自治体の下水道に関する法律実務 2021年7月刊	40879 Q下水	3,520円	3,170円	冊
⑩	Q&Aデジタルマーケティングの法律実務 2021年4月刊	40861 デジマ	3,740円	3,370円	冊
⑪	同一労働同一賃金 2021年6月刊	40876 待遇差	3,960円	3,560円	冊
⑫	Q&A リモート新時代の法律実務 2021年8月刊	40873 リモート	3,520円	3,170円	冊

発送方法記入欄

※ 10月14日時点での刊行予定です。入荷日の都合により、お届けが遅れる場合がございます。ご了承ください。

【刊行予定書籍の発送について】いずれかにチェックを入れてください。

 注文書籍全て揃ってからの一括発送を希望します。 入荷次第、発送を希望します。

◎お届け先

NO. 111141

(フリガナ)	Tel :	—	—
お名前 :	Fax :	—	—
ご住所 : 〒			

※ご記入いただきました個人情報は、ご注文商品の発送、お支払い確認等の連絡及び日本加除出版株式会社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査等)以外の目的には利用いたしません。

お問合せ先



日本加除出版株式会社

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

営業時間:月～金(祝日除く) 9:00-17:00

www.kajo.co.jp

昭和 61 年の初版以降、実務家から絶大な支持を得て
版を重ねるロングセラー。10 年ぶり、待望の改訂版！

全訂第三版

11月発刊
予定！

相続における 戸籍の見方と登記手続

高妻新・荒木文明・後藤浩平 著



※画像は全訂第二版のものです。

2021 年 11 月刊 (予定) A5 判上製箱入 1,680 頁 (予定) 定価 15,400 円 (本体 14,000 円) 978-4-8178-4756-0 商品番号: 40039 略号: 相戸

読者の声



司法書士

少し込み入った相続手続きの時にいつもお世話になっています。全訂第二版も付箋だらけになって、付箋の頁を見ると苦勞した受託業務の記憶がよみがえってきます。

何冊か購入していますが、とても役に立っています。

講師をする時などは特に役立ちます。裏付けがあると安心して講義ができます。



行政書士



法務局職員

現行相続法に加えて、旧法の解説も詳しいので、法務局職員として必要な知識の習得には格好の教材です。

養子縁組・解消を何回も複雑に行っている戸籍を見た時、見方がわからなかったのがこの本が非常に参考になって、相続人の関係図が作れた思い出があります。



税理士



地方公務員

用地買収の際の相続人調査とその後の戸籍関係での相続人等の調査の参考書として利用しました。これ以上の参考書はないと思っています。

【本書のポイント】

- 相続適格者認定上必須の戸籍の見方を、ひな形、図表とともに184問のQ & Aでわかりやすく解説。
- 相続登記について、申請書等のひな形を示してわかりやすく解説し53事例を収録。
- 事項索引を収録。

【改訂のポイント】

- 未成年後見制度の見直しや嫡出でない子の相続分を嫡出子と相等しいものとする「民法等の一部を改正する法律」及び「家事事件手続法」の全面改正について反映。
- 「法定相続情報証明制度」「遺言書保管法」「配偶者居住権」「相続人配偶者の特別受益権の優遇規定」について反映。
- 戸籍のコンピュータ化に伴い、遺産分割協議書やその他の書類が必要になる登記手続においては従来の手続きが一部変更されることになるため登記解説部分にそれらを反映。

第1 戸籍の様式・編製と改製・再製

- 1 旧法戸籍と現行戸籍
- 2 改製原戸籍と改製後の戸籍
- 3 再製原戸(除)籍と再製後の戸(除)籍

第2 戸籍簿・除籍簿等の保存期間と謄抄本の請求方法

第3 相続適格者認定上の基本的事項

- 1 被相続人、相続人の戸籍調査の基準
- 2 準拠法となる親族法・相続法・戸籍法規
- 3 相続開始と戸籍の記載
- 4 相続人となるべき者の範囲
- 5 相続欠格者、相続被廃除者と戸籍の記載
- 6 相続分と相続資格の重複
- 7 旧法にかかる新法後の相続特例等
- 8 戸籍上と他の書面上における被相続人及び相続人の同一性確認方法

第4 被相続人と相続人の戸籍

- 1 実親子関係の戸籍 一出生子の入籍戸籍の類例(旧法・新法)
- 2 養親子関係の戸籍 一発生・継続・消滅の類例(旧法・新法)
- 3 継親子関係、嫡母・庶子関係の戸籍 一発生・継続・消滅の類例(旧法)

- 4 配偶関係の戸籍 一涉外関係を含む

第5 法定・任意の代理人等の資格を証する戸籍・登記

- 1 親権に服する子の戸籍
- 2 未成年被後見人の戸籍
- 3 新しい成年後見制度と従前の禁治産者・準禁治産者の戸籍
- 4 法定後見の審判申立てと登記
- 5 新しい任意後見制度と登記
- 6 後見登記所の登記事項証明

第6 氏名の変更を証する戸籍

- 1 認知準正による氏変更の戸籍
- 2 縁組、婚姻等による氏変更の戸籍
- 3 子の氏変更の戸籍
- 4 国籍取得者の氏取得の戸籍
- 5 離婚復氏者の婚氏を称する戸籍
- 6 外国人と婚姻、離婚した者の氏変更の戸籍
- 7 通常の氏名変更の戸籍
- 8 誤字、俗字による氏名修正の戸籍
- 9 同一字種の文字で正字の字体が相異なる場合と登記名義人の表示更正登記の要

第7 法定相続情報証明制度における被相続人と相続人の戸籍

第8 相続登記申請の添付書面と申請書(各種の相続関係説明図、遺産分割協議書、相続分不存在証明書、その他の添付書面及び登記申請書)

- 1 被相続人の子(その代襲者)と配偶者が相続人である場合
- 2 被相続人の子(その代襲者)のみが相続人である場合
- 3 被相続人の直系尊属と配偶者が相続人である場合
- 4 被相続人の兄弟姉妹(その代襲者)と配偶者、また兄弟姉妹(その代襲者)のみが相続人である場合
- 5 新法施行後の各種の数次相続の場合
- 6 旧法と新法にかかる各種の数次相続の場合
- 7 その他の相続を証する書面

第9 死因贈与・遺贈と負担付死因贈与・負担付贈与と登記手続

第10 相続関係の審判と登記手続

- 1 相続人の所在不明の場合
- 2 相続人の不在の場合
- 3 遺産の審判分割の場合

事項索引

※発刊時に変更となる可能性がございます

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp

関連する約230本の法令・告示、条約等を集約！
実務を行う上での関係者必携六法、最新版！！

注解・判例

出入国管理実務六法

令和4年版

出入国管理法令研究会 編

2021年10月刊 A5判上製箱入 1,904頁(予定) 定価7,150円(本体6,500円) 978-4-8178-4764-5
商品番号:50003 略号:4入管

最新版では…

- ✓ 出入国管理及び難民認定法施行規則について、5つの改正省令を反映。
特に大きく変更された別記様式の改訂に対応。
- ✓ 下記の情報を新たに掲載。
 - 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」
 - 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
 - 「旧行政不服審査法」

<p>〔判例〕 ○ 控訴人は、既に本件処分に係る退去強制令書の執行を受けて本国に送還されたものであって、現に、本邦に在留しているわけではないし、退去強制令書に基づき取容を受けているわけでもないから、本件判決及び本件処分取消しによって、退去強制令書に基づく取容から放免されたり、国外への退去を強制されないという法的地位を回復する余地はない。これに対し、控訴人は、上陸拒否の特例及び仮上陸の許可の制度によって、本邦への上陸を拒否されない可能性があるから、本件判決及び本件処分取消しによって回復すべき法律上の利益を有すると主張する。しかし、上記各制度は、本件判決及び本件処分取消しの効力と四角の異なるものである上、仮に、これらの効力が消滅することにより「相当と認めるとき」や「特に必要があると認める場合」の要件を満たさず余剰が大きくなり得るとしても、そもそも控訴人が再入国の許可等を受けず、かつ、上陸拒否事由に当たたる事実が存する以上、上記各規定の適用を受けることはないから、やは</p>	<p>〔参照〕 〔法務省令〕 入管法施行規則四の二②・別記様式 1 平成二十一年の改正により新設された規定である。上陸の申請をした外国人に一定の類型の上陸拒否事由に該当する特定の事由（退去強制後一定期間が経過していないという事由等）がある場合、特別審理官による口頭審理、法務大臣に対する異議の申出の手段といった上陸特別許可の手段を</p>	<p>〔上陸の拒否の特例〕 第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であっても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによっては上陸を拒否しないことができる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本法令には
参照条文、
逐条解説及び
参考判例要旨を付した、
この分野では
唯一の法令集！

日本加除出版

入管実務における絶対的コンメンタール

— 在留資格編 —



第2版 入管関係法大全

立法経緯・判例・実務運用

2 在留資格

出入国管理法令研究会 編著

会長 **多賀谷一照** (千葉大学名誉教授、元法務省出入国懇談会委員 (座長代理)) / 副会長 **高宅茂** (元法務省入管局長・元日本大学教授)

2021年10月刊 A5判 312頁(予定) 定価3,630円(本体3,300円) 978-4-8178-4750-8 商品番号:40897 略号:入大2

シリーズ全3巻

1 逐条解説

2023年3月刊行予定

2 在留資格

(技能実習、特定技能を除く。)

本書

3 技能実習法

4 特定技能

2022年3月刊行予定

<「2. 在留資格」の特徴>

- 高度専門、介護等、平成26年以降の入管法改正を網羅。
- 各資格を別表順で詳細に解説。
- 脚注における「国会答弁」「入管白書」「指針」「報告書」「参考文献」等の根拠も充実。

実務の裏付けとなる
確かな知識の習得に
欠かせない一冊!

<p>二の表</p> <p>高度専門職</p> <p>一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究・研究の指導若しくは教育の事業を自ら経営するもの</p> <p>ロ 法務大臣が指定する若しくは人文科学の分野の活動又は当該活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する若しくは当該活動と関連するものとして法務省令で定めるもの</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づく活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づく活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関との契約に基づく活動</p>	<p>介護</p> <p>本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護の指導を行う業務に従事する活動</p> <p>(新設の経緯)</p> <p>「介護」の在留資格は、平成28年法律第88号「介護」の新設されたものである。ケアプランの作成等に係るは、従来から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に認められていたが、身体介護に係る業務を行う者に認められておらず、介護福祉士の資格を有する者を対象としたものである。介護福祉士が行う業務についてを全く行わない場合であっても「介護」の在留資格(該当する活動)</p> <p>「本邦の公私の機関」とについては、第1章総論のVを、それぞれ参照。</p> <p>「介護又は介護の指導を行う業務」とは、具体的介護福祉士の資格を有する者が業務として行うもの</p> <p>① 要介護者に対する食事、入浴、排泄等の身体介護を行う業務に必要となる行為であつて、医師を含む。</p> <p>② 要介護者や要支援者からの相談を受け、ケアプラン作成業務等を行う業務に必要となる行為であつて、医師を含む。</p>	<p>【介護の基準】</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請人が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第五号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十一条第三号に該当する場合で、別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。</p> <p>二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等級以上の報酬を受けること。</p> <p>(注書の規定)</p> <p>申請人が第1号及び第2号のいずれにも該当することが必要とされる。</p> <p>(第1号)</p> <p>第1号は、申請人が、「技能実習」の在留資格に係る活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。</p> <p>「介護」の在留資格の新設当初は、本号は、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号から第三号までのいずれかに該当すること」と規定されていた。すなわち、介護福祉士の受験要件のうち、介護福祉士養成施設(介護福祉士として必要な知識及び技能を修得させる厚生労働大臣及び文部科学大臣の指定した学校(大学、専門学校)、厚生労働大臣(現行は都道府県知事)の指定した養成施設)において2年以上介護士として必要な知識及び技能</p>
<p>14) 谷地法務大臣は、平成26年5月23日の衆議院法務委員会における同改正で、「経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、日本経済を新たな高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れを促進することがと述べるとともに、法律案の要点として、「高度の専門的な能力を有する促進のための措置であります。これは、現在「特定活動」の在留資格を有する外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職」とともに、この在留資格をもって一定期間を定めた者を対象とした、経済労働局が所管する在留資格「高度専門職(第二号)」を設けるもので、と述べている。</p> <p>なお、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会及び同懇談会受入れ制度検討分科会の平成25年3月の報告書「高度人材に対するポイント制の導入に関する検討結果(報告)」には、「(水住者)の在留資格の在留資格を認める措置を講じると、入国管理において在留資格がばらばらにあり、対応が困難であるようにして、…現行の高度人材ポイント制よりも早期に本住を認め、かつ、引き続き優遇措置を受けることのできるよう行うべきである。」(8頁)と記載されている。</p>	<p>66) 岩城法務大臣は、平成28年4月15日の衆議院法務委員会において、「高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まり、教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した場合に国内で従事する外国人を受け入れるための新しい在留資格を創設し、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする介護士養成施設(介護福祉士として必要な知識及び技能を修得させる厚生労働大臣及び文部科学大臣の指定した学校(大学、専門学校)、厚生労働大臣(現行は都道府県知事)の指定した養成施設)において2年以上介護士として必要な知識及び技能</p>	<p>(190国法第11号2頁)</p>

高齢者やその家族は法律解釈や論点を教えてほしいわけではありません

公的な法律相談はたった30分の劇場！

時間を有効に、適切なアドバイスで相談者との信頼関係を形成するには？



終活・遺言・相続

法律相談の準備と工夫

64の相談例から学ぶ、信頼を得るための基礎知識

弁護士 藤井薫 著

2021年10月刊 A5判 316頁(予定) 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4760-7 商品番号:40893 略号:終法

- 長年、日弁連や大阪弁護士会で遺言・相続分野の業務改革に取り組んできた著者による一冊。
- 「高齢者や家族を取り巻く環境を理解し、当事者の機微を汲み取って、最善のアドバイスを試みる」ためのノウハウ本。
- 法律相談の具体例をベースに、相談内容の予測や接遇マナーまでが身に付くような工夫を紹介。
- 理解の後押しとなる豆知識、うんちく、医学知識、統計等を記載した読みごたえ抜群の内容。

具体的な相談例、対応のポイント、三行要約でエッセンスを把握できる！

【主な収録内容】

はじめに (本書の目的)

第1編 法律相談の工夫

- 第1章 法律相談の具体例
- 第2章 高齢者の法律相談の特徴
- 第3章 高齢者の不安
- 第4章 家族の不安
- 第5章 相談内容の予測
- 第6章 法律相談のマナー

第2編 終活に関する相談

(相談例1～34)

第3編 遺言に関する相談

(相談例35～46)

第4編 相続に関する相談

(相談例47～64)

第5編 法律相談の準備

- 第1章 超高齢社会
- 第2章 高齢者の病気
- 第3章 終活
- 第4章 終活ビジネス
- 第5章 終活の問題点と弁護士の役割

おわりに 事項索引

第1編 法律相談の工夫

第1章 法律相談の具体例

1 74歳女性からの相談例
百問は一見にみえずといいますが、まず一例を挙げます。
ここでは、市役所の市民無料法律相談(朝晩)の相談者から終活・遺言・相続などの相談を受け、その内容を下段に注記しました。
法律相談の相談票には「74歳・女性」、相談内容には「遺言の作成」が記入されています。それ以外は空欄だったと考えてください。

弁護士 次の方、どうぞ。
相談者 ○○と申します。失礼します。
弁護士 相談担当の△△です。どうぞお座りください。
相談者 「相続」分野の相談と記入されていますが……、でも？
相談者 いえ、そういうわけでは……。
弁護士 それはよかったです。では、どうぞご相談してください。遠慮なく言ってください。
相談者 要領を得ない話で申し訳ないのですが……、まあ、不安になって……。
弁護士 不安、という？
相談者 ほう、新聞や週刊誌に終活とか相続とかの記事が多いんです。私も一人暮らしなんです、これから先……

相談例55 遺産分割調停の申立て
相談者(54歳男性)から、「近くに住んでいた伯母(86歳)が亡くなり、叔父(81歳)と私を含む甥・姪7人の合計8人が相続人となった。しかし、従兄弟たちの一部とは伯母の遺産に関する認識がかみ合わないので調停が必要だと思うが、どうすればいいか」と相談された。
対応のポイント
相談者が、自分で申し立てるつもりで遺産分割調停の一般的な手続について質問されているのなら、その手続を説明します。しかし、遺産分割調停の過程では、前提問題をはじめ様々な専門的知識が必要になりますから、最初から弁護士が受任するほうがむしろ相談者のためです。したがって、事案の内容を伺いながら対応させていただきます。

相談例39 自筆証書遺言
相談者(77歳男性)から、便箋に鉛筆で書いた自筆証書遺言の案を見せられ、「市販の指図書を手掛かりに、これこれのとおり遺言書を書いてみた。これでよければ消書するが、問題があれば教えてほしい」と相談された。
対応のポイント
このパターンに相談もよく持ち込まれます。相談者の中には自信満々の方もいらっしゃって、どこから指摘するか迷いますが、遺言の方法に関しては、自筆証書遺言の短所を説明して公正証書遺言を勧め、自筆証書遺言に固執されるなら自筆証書遺言保管制度を利用するよう勧めます。ただ、短時間ですべてを説明することは難しいので、遺言内容は要点のみを指摘し、失礼にならないよう再考を促します。

――解説――
1 自筆証書遺言の形式的要件の確認
民法968条による自筆証書遺言の形式的要件(全文自書・日付・署名・捺印)や相続等の変更(民法968条2項、3項)について説明し、持参しないかを確認します。なお、指図書を手掛かりに遺言書を作成する場合には問題ないでしょう。
説明
ここでは、以下の点を説明します(パッケージで覚えておきましょう)

三行要約
★ 指図書を頼りに書いた自筆証書遺言の文案を持ち込まれる相談者が少なくない。
★ 自筆証書遺言の要件、問題点、自筆証書遺言保管制度については定型的な説明を準備する。
★ 通例、相談者が考えた自筆証書遺言案には多くの問題があるが、相談者に、自分で考えるのには限界があると悟っていただければ十分である。

**実務の定石や著者事務所での経験事例を多数収録！
 法律家が見落とししたり勘違いをしがちなポイントがわかる！**



法律家のための 遺言・遺留分実務の ポイント

**遺留分侵害額請求・遺言書作成・遺言能力・
 信託の活用・事業承継**

森法律事務所 森公任・森元みのり 著

2021年6月刊 A5判 352頁 定価4,290円(本体3,900円) 978-4-8178-4729-4 商品番号:40858 略号:遺分ポ

第1編 遺留分侵害額請求では

- ・事件処理に必要と思われる論点について、従来の書籍・論文ではあまり触れられていない問題点も含めて、広く収録。
- ・調停・訴訟での要件事実や立証書類等、代理人としての主張立証活動に重点をおいて解説。

第2編 遺言では

- ・遺言作成について、改正相続法を踏まえた理論的側面から、「一步先を行く遺言書の作成方法」を取り上げ、あわせて改正相続法に対応した遺言執行・遺留分対策についても言及。
- ・遺言能力について、遺言能力が問題となった40の遺言無効判例を掲載。

第3編 民事信託の作成と運用では

制度の概要と問題点(受託者の不正防止手段の欠如)を解説し、作成を依頼された場合の注意点を記載。また高齢者の財産保護、親亡き後問題、受益者連続型信託のスキーム提案書と契約書文例を掲載し、あわせて後見・遺言と比較した場合のメリット・デメリットを紹介。

第4編 事業承継では

相続による事業承継の各種スキームと遺留分対策について、相続法はもちろん、会社法・租税法も交えた総合的な観点から解説。

- 大好評「弁護士のための遺産相続実務のポイント—遺産分割・遺言無効・使途不明金ほか遺産分割の付随問題(2019/6)」の姉妹図書。



【主な収録内容】

第1編 遺留分侵害額請求

- 第1章 遺留分制度
- 第2章 遺留分計算式
- 第3章 基礎財産の範囲の確定
- 第4章 基礎財産の評価
- 第5章 遺留分侵害額請求債務者の権利
- 第6章 遺留分侵害額調停
- 第7章 遺留分侵害額請求訴訟
- 第8章 その他

第2編 遺言

- 第1章 遺言書の作成
- 第2章 遺言能力

第3編 民事信託の作成と運用

第4編 事業承継

論点ごとに

「ポイント→設例→回答→解説」の流れで具体的に解説!

(論点の例)

- ・遺留分侵害額請求権と遺留分減殺請求権はどう違うのか
- ・遺留分侵害額請求が権利濫用になる場合
- ・遺言無効・遺産分割の申入れは遺留分侵害額請求の意思表示と言えるか
- ・遺産分割すべき遺産がある場合の遺留分計算はどのようにするか
- ・誤解が多い寄与分と遺留分
- ・数次相続により遺留分侵害と遺産分割が絡む場合の遺産分割調停
- ・遺留分侵害額請求訴訟における被告の抗弁はどのようなものがあるか
- ・死因贈与契約と遺言のどちらにすべきか
- ・信託財産にできるもの・できないもの
- ・事業承継と遺留分対策

……など